

附属機関等の概要

(令和3年4月1日現在)

附属機関等の名称	浦安市自転車等駐車対策協議会
設置根拠	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条第1項 浦安市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例第40条第1項
設置の趣旨、必要性等	自転車の駐車対策に関する重要事項を調査及び審議するため
設置年月日	平成11年7月1日
所管事項	自転車等の駐車対策に関する重要事項
公開、非公開の別	原則公開
非公開とする理由	
非公開の根拠	
委員の人数・任期	18名以内 2年
委員の報酬等	会長 9,500円/日額 委員 9,000円/日額
所管部署	市民経済部市民安全課 電話047-712-6590 (直通)
備考	審議事項がないため、現在委員は委嘱されていない。